

安心のゴールキーパーでありたい。



すまいの保険

すまいの火災保険

2024年10月1日
以降始期契約用

はじめに

- この『<パンフレット別冊>主な特約のご説明』は、『GK すまいの保険パンフレット』または『GK すまいの保険(マンション管理組合用)パンフレット』に掲載の特約の内容(補償内容・保険の対象の範囲・被保険者・保険金をお支払いしない主な場合)についてご説明しています。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。
- 商品の構成、用語のご説明および基本となる補償の詳細(事故の種類、お支払いする損害保険金、免責金額等)は、各パンフレットをご参照ください。

目次

自然災害に備える特約

建物省エネ化費用特約	P 1
災害緊急費用特約	P 1
ライフライン停止時仮すまい費用等特約	P 1
地震火災費用特約	P 2
特定機械設備水災補償特約	P 3
水災支払限度額特約	P 3

建物や家財の補償を充実させる特約

屋外明記物件特約	P 4
家財明記物件特約	P 4
自宅外家財特約	P 5
建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)	P 6
バルコニー等専用使用部分修繕費用特約	P 7

賃貸オーナー向けの特約

家賃収入特約	P 8
家主費用特約	P 8
賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約	P 9
マンション居住者包括賠償特約	P 9

その他の特約

日常生活賠償特約	P 10
弁護士費用特約	P 10
受託物賠償特約	P 11
借家賠償・修理費用特約	P 11
失火見舞費用特約	P 12
類焼損害・失火見舞費用特約	P 12
防犯対策費用特約	P 12
事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約	P 13
事故時諸費用(火災等限定)特約	P 13
特別費用保険金特約	P 13

マンション管理組合向けの特約

修理付帯費用(マンション管理組合)特約	P 14
水ぬれ原因調査費用特約	P 14
マンション共用部分賠償(示談代行なし)特約	P 14
マンション居住者包括賠償(敷地内限定補償)特約	P 15
マンション管理組合役員賠償特約	P 16

この『<パンフレット別冊>主な特約のご説明』で使用される商品マークのご説明

GK すまい

「GK すまいの保険」に適用されます。

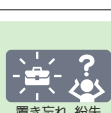
GK すまい(ローン団体抜用)

「GK すまいの保険(ローン団体抜用)」に適用されます。

GK すまい(マンション管理組合用)

「GK すまいの保険(マンション管理組合用)」に適用されます。

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されるマークのご説明

 故意または重大な過失等 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等による損害	 使用者・管理者・親族の故意 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意による損害	 消耗劣化、虫食い等 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
 欠陥 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害	 雨水等の吹込み、漏入 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害	 地震・噴火・津波 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。)
 核燃料物質等 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害	 置き忘れ、紛失 置き忘れまたは紛失による損害	 敷地外 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
 外観上の損傷、汚損 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害	 労働争議 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって発生した損害	 使用人、親族による窃盗等 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為によって発生した損害

自然災害に備える特約

補償内容

建物省エネ化費用特約

GKすまい

GKすまい(ローン団体扱用)

- ・次の1)～3)の条件をすべて満たすご契約にセットできます。
 - 1) 建物を保険の対象を含むご契約。
ただし、保険の対象である建物がマンション戸室のご契約を除きます。
 - 2) 保険の対象とする建物の建築年月日が2017年12月31日以前であるご契約。
 - 3) 建物保険金額を当社が定める標準評価額の中点×80%以上で設定しているご契約。
- ・保険の対象とする建物が「省エネ基準適合建物」(注1)であることが判明している契約には、セットできません。

建物省エネ化費用保険金

建物の損害に対して損害保険金が支払われ、その損害が「全焼・全壊(注2)」に該当した場合に、保険の対象である建物を「省エネ基準適合建物(注1)」に建てかえ、買いかえ等を行う費用として、建物保険金額に10%を乗じた額をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度

(注1) 省エネ基準適合建物とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅をいいます。

(注2) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積

保険の対象である建物の延床面積

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

災害緊急費用特約

GKすまい

GKすまい(ローン団体扱用)

すべてのご契約にセットできます。

災害緊急費用保険金

損害保険金をお支払いする事故によって、保険の対象に損害が発生した結果、保険の対象の復旧のために仮修理費用や仮すまい費用等を負担した場合に、その費用のうち当社の承認を得て被保険者が支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき1敷地内ごとに①または②のいずれか低い額
① 損害が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額×10%
② 100万円

ライフライン停止時仮すまい費用等特約

GKすまい

GKすまい(ローン団体扱用)

- ・災害緊急費用特約付きのご契約にセットできます。
- ・保険期間の中途でのセットや削除はできません(始期日応当日を除きます)。

ライフライン停止時仮すまい費用等保険金

偶然な事故により、電気、ガスまたは水道(以下「ライフライン」といいます。)(が)12時間以上継続して供給停止(注)した結果、被保険者が仮すまい費用またはライフラインの供給機器等の賃借費用を負担した場合に、その費用のうち当社の承認を得て被保険者が支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

(注) 事業者が日本国内に占有するライフラインの供給設備等の機能が停止または阻害されたことにより、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対するライフラインの供給が中断または阻害されたことをいいます。

支払限度額

1回の供給停止期間を通じ10万円

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)(が)他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合



保険金をお支払いしない主な場合

- 次のいずれかの損害保険金をお支払いする事故によって保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に損害が発生し、その損害を直接の原因としてライフラインの供給が中断または阻害されたことで発生した費用
 - ① 普通保険約款に規定する損害保険金
 - ② 屋外明記物件特約に規定する損害保険金
 - ③ 家財明記物件特約に規定する損害保険金
 - ④ 建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)に規定する損害保険金
 - ⑤ 特定機械設備水災補償特約に規定する損害保険金
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意、重大な過失等に起因する供給停止によって発生した費用
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意に起因する供給停止によって発生した費用
- 計画的な供給停止等に起因する供給停止によって発生した費用
- テロ行為等に起因する供給停止によって発生した費用
- 地震・噴火またはこれらによる津波に起因する供給停止によって発生した費用

等

自然災害に備える特約

補償内容

地震火災費用特約

自動セットされます。

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で以下のいずれかに該当する場合に、保険金額に保険証券記載の割合を乗じた額をお支払いします。

保険の対象	保険金をお支払いする条件
建物	建物 ^(注1) が半焼以上となった場合 ^(注2)
家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合 ^(注2) 、家財を収容する屋外明記物件 ^(注3) の火災による損害の額がその屋外明記物件 ^(注3) の再調達価額の50%以上となった場合、または家財が全焼となった場合 ^(注4)
屋外明記物件	屋外明記物件 ^(注3) の火災による損害の額が再調達価額の50%以上となった場合
家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合 ^(注2) 、家財明記物件を収容する屋外明記物件 ^(注3) の火災による損害の額がその屋外明記物件 ^(注3) の再調達価額の50%以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合 ^(注4)

支払限度額

1回の事故^(注5)につき1敷地内ごとに保険証券記載の額

(注1) 屋外明記物件特約をセットしている場合、屋外明記物件特約における「保険の対象の範囲 ①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66㎡以上のもの」(P4)を含みます。

(注2) 建物が半焼以上となった場合とは、建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注3) 屋外明記物件特約における「保険の対象の範囲 ②屋外設備」(P4)をいいます。

(注4) 全焼となった場合とは、家財または家財明記物件の火災による損害の額が、その家財または家財明記物件の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

(注5) 72時間以内に発生した2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

地震火災費用特約

GK すまい(マンション管理組合用)

すべてのご契約にセットできます。

地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合に、保険金額の5%をお支払いします。

支払限度額

1回の事故^(注)につき1敷地内ごとに300万円

(注) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

保険金をお支払いしない主な場合



故意または重大な過失等



使用者・管理者・親族の故意



核燃料物質等

等

自然災害に備える特約

補 償 内 容

特定機械設備水災補償特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・水災支払限度額特約付きのご契約にはセットできません。
- ・保険期間の途中でのセットや削除はできません(始期日応当日を除きます)。

損害保険金(特定機械設備)

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、建物が所在する敷地内に設置された機械設備に発生した損害の状況が、損害保険金(建物)における「**5**水災」の事故の定義に該当しない(浸水条件を満たさない)場合に、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき1敷地内ごとに100万円	1回の事故につき、損害保険金(建物)の「 5 水災」に適用される免責金額と同額

<建物等の復旧義務について>

この特約の保険の対象に損害が発生した場合、原則、損害が発生した日から2年以内にその保険の対象を復旧^(注1)しない限り、当社は保険金をお支払いしません^(注2)。

(注1) 損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注2) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

水災支払限度額特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

GK すまい(マンション管理組合用)

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・特定機械設備水災補償特約付きのご契約にはセットできません。
- ・保険期間の途中でのセットや削除はできません。

「**5**水災」の事故により損害が発生した場合、支払限度額を建物保険金額または家財保険金額の30%^(注1)に縮小し、下表のとおり保険金をお支払いします。

保険の対象		お支払いする損害保険金の額	免責金額	支払限度額
建物	【全焼・全壊の ^(注2) 場合】	建物保険金額の30% ^(注1)	—	建物保険金額の30% ^(注1)
	【全焼・全壊以外の場合】	損害の額－免責金額	1回の事故につき、損害保険金(建物)の「 5 水災」に適用される免責金額	
家財		損害の額－免責金額	1回の事故につき、損害保険金(家財)の「 5 水災」に適用される免責金額	家財保険金額の30% ^(注1)

(注1) ご希望により、10%とすることもできます。

(注2) 全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。

保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積
保険の対象である建物の延床面積

「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を含みません。

保険の対象の範囲

空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備等の機械設備です。

保険金をお支払いしない主な場合



⚠ 水災支払限度額特約は、水災の補償を縮小する特約です。

水災の事故の場合、建物を再建するための費用や家財を再度購入するための費用以外に清掃費用等もかかるため、損害額が高額となる傾向があります。そのため、本特約のセットは慎重にご検討ください。

建物や家財の補償を充実させる特約

補 償 内 容

屋外明記物件特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

建物を保険の対象に含むご契約にセットできます。

損害保険金(屋外明記)

損害保険金(建物)の対象となる事故によって、屋外明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき屋外明記物件保険金額	1回の事故につき、損害保険金(建物)の事故の種類ごとに適用される免責金額と同額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

<建物等の復旧義務について>

この特約の保険の対象に損害が発生した場合、原則、損害が発生した日から2年以内にその保険の対象を復旧^(注1)しない限り、当社は保険金をお支払いしません^(注2)。

(注1) 損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注2) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

家財明記物件特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

家財を保険の対象に含むご契約にセットできます。

損害保険金(家財明記)

損害保険金(家財)の対象となる事故によって、家財明記物件に損害が発生した場合に、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき家財明記物件保険金額 ※「4 盗難」と「6 破損、汚損等」の事故により損害が発生した場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度	1回の事故につき、損害保険金(家財)の事故の種類ごとに適用される免責金額と同額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

保険の対象の範囲

建物が所在する敷地内に設置される次に掲げるもののうち保険証券に明記したもの(屋外明記物件)です。

①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66㎡以上のも
②屋外設備(物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、敷石その他の建物に定着していない屋外設備・装置および付属構築物)

保険金をお支払いしない主な場合



等

■「6 破損、汚損等」の事故については、上記の損害に加え次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 電気的・機械的事故によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害

等

保険の対象の範囲

建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝石および美術品のうち保険証券に明記したもの(家財明記物件)です。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

保険金をお支払いしない主な場合



等

■「6 破損、汚損等」の事故については、上記の損害に加え次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 電気的・機械的事故によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
- 以下の家財に発生した損害
 - ・船舶、航空機
 - ・無人機・ラジコン
 - ・携帯電話、スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具

等

建物や家財の補償を充実させる特約

補 償 内 容

自宅外家財特約

家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。

自宅外家財保険金

損害保険金(家財)の対象となる事故によって、自宅外家財に損害が発生した場合、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき自宅外家財保険金額 ^(注)	1回の事故につき、損害保険金(家財)の事故の種類ごとに適用される免責金額と同額

(注) 以下の保険の対象については、お支払いする事故の種類・支払限度額を下表のとおりとします。また、他の保険の対象の損害とあわせて1回の事故につき自宅外家財保険金額を限度とします。

保険の対象	事故の種類	支払限度額
貴金属等	保険金をお支払いするすべての事故	1個または1組につき、100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額
通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等	4 盗難	10万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額
預貯金証書	4 盗難	100万円または自宅外家財保険金額のいずれか低い額。なお、盗難にあった預貯金証書により、預貯金口座から引き出された現金の額のみを損害の額とします。

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

保険の対象の範囲

建物が所在する敷地内の外に所在する記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する次の家財(自宅外家財)です。

携行中家財	日本国内もしくは日本国外において、記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が携行している家財
敷地外収容家財	日本国内に所在する、携行中家財以外の自宅外家財

保険の対象とならないもの

- 船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、無人機・ラジコン
- パソコンおよびタブレット端末、ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器ならびにその付属品、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- 眼鏡、コンタクトレンズ・補聴器・義歯・義肢等の身体補助器具
- 動物および植物等の生物
- 漁具(釣竿、竿掛け等)
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、電子マネー、乗車券等^(注)
- 証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、稿本、設計書、図案、プログラム、データ

等
(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が発生した場合は、保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いしない主な場合



■「6 破損、汚損等」の事故については、上記の損害に加え次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 電氣的・機械的事故によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害
- 楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化

等

建物や家財の補償を充実させる特約

補 償 内 容

建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)

- ・建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。
- ・建物の築年数が10年1か月以上であるご契約には、新たにセットできません。

GK すまい
GK すまい(ローン団体抜用)

損害保険金(建物電氣的・機械的事故)

建物が所在する敷地内に設置された機械設備に、外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的または機械的事故による損害が発生した場合に、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき建物保険金額 ^(注)	1回の事故につき、損害保険金(建物)の「6 破損、汚損等」に適用される免責金額と同額

(注) 屋外設備(屋外明記物件として保険証券に明記した屋外設備を含みます。)または66㎡以上の付属建物(屋外明記物件として保険証券に明記した場合に限ります。)に損害が発生した場合の支払限度額は下表のとおりとします。

保険の対象	支払限度額
屋外設備(屋外明記物件として保険証券に明記した屋外設備を含みます。)	1敷地内ごとに100万円
66㎡以上の付属建物(屋外明記物件として保険証券に明記した場合に限ります。)	1敷地内ごとに屋外明記物件保険金額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

<建物等の復旧義務について>

この特約の保険の対象に損害が発生した場合、原則、損害が発生した日から2年以内にその保険の対象を復旧^(注1)しない限り、当社は保険金をお支払いしません^(注2)。

(注1) 損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注2) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)

- ・「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」のご契約にセットできます。
- ・保険期間の中途ではセットできません。

GK すまい(マンション管理組用)

損害保険金(建物電氣的・機械的事故)

建物が所在する敷地内に設置された機械設備に、外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な電氣的または機械的事故による損害が発生した場合に、損害の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき建物保険金額	1回の事故につき、損害保険金(建物)の「6 破損、汚損等」に適用される免責金額と同額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

<建物等の復旧義務について>

この特約の保険の対象に損害が発生した場合、原則、損害が発生した日から2年以内にその保険の対象を復旧^(注1)しない限り、当社は保険金をお支払いしません^(注2)。

(注1) 損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復することをいいます。

(注2) 全焼・全壊に該当する場合またはその他合理的な理由がある場合は、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間・復旧される建物の用途・復旧の場所等について変更することができます。

保険の対象の範囲

空調・冷暖房設備、給湯設備、充電・発電・蓄電設備、駐車場機械設備、照明設備、エレベーター等の機械設備です。

保険金をお支払いしない主な場合



■製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任^(注)を負うべき事故

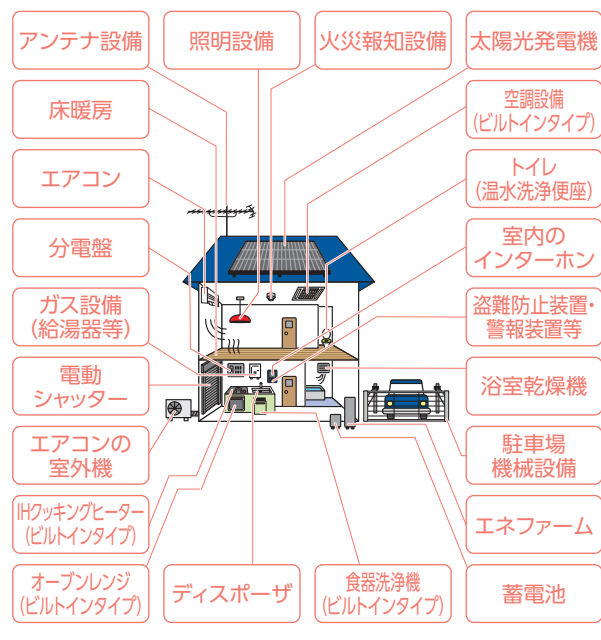
■不当な修理や改造によって発生した事故

■消耗部品および付属部品の交換

(注) 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

等

対象となる主な機械設備



建物や家財の補償を充実させる特約

補 償 内 容

バルコニー等専用使用部分修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室等の場合に
自動セットされます。

GKすまい

GKすまい(ローン団体採用)

バルコニー等専用使用部分修繕費用保険金

損害保険金(建物)の対象となる事故によって、記名被保険者がもっぱら使用・管理しているバルコニー等の専用使用権を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に、修繕費用の実費をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき30万円

専用使用権を有する共用部分

管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分をいいます。一般的には、それぞれの住戸に接するバルコニー、それぞれの住戸に付属する玄関扉、窓枠、窓ガラス等が該当します。

保険金をお支払いしない主な場合



故意または重大な過失等



使用者・管理者・親族の故意



消耗劣化、虫食い等



欠陥



雨水等の吹込み、漏入



地震・噴火・津波



核燃料物質等



外観上の損傷、汚損



労働争議



使用人、親族による窃盗等

等

■「6 破損、汚損等」の事故については、上記の損害に加え次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に発生した損害
- 電氣的・機械的の事故によって発生した損害
- 詐欺または横領によって発生した損害
- 電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害

等

賃貸オーナー向けの特約

補償内容

家賃収入特約

賃貸建物を保険の対象とするとご契約にセットできます(空室数が5割を超える場合はセットできません)。

家賃収入保険金

損害保険金(建物)の対象となる事故によって、建物が損害を受け家賃の損失が発生した場合に家賃収入保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

$$\frac{\text{建物の復旧期間(注1)内に発生した家賃の損失額}}{\text{家賃月額} \times \text{約定復旧期間月数}} \times \text{家賃収入保険金額(注2)}$$

(注1) 復旧期間は約定復旧期間を限度とします。

(注2) 家賃収入保険金額が「家賃月額×約定復旧期間月数」を超える場合は、「家賃月額×約定復旧期間月数」とします。

(例) 火災により賃貸建物が焼失し、家賃収入がなくなった。



(例) 大雨による洪水で床上浸水し、家賃収入がなくなった(「フルサポートプラン」または「セレクト(破損汚損なしプラン)」のご契約のみ)。



家主費用特約

建物を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なしプラン)」で、家賃収入特約付きのご契約にセットできます。

家賃収入保険金

賃貸住宅(注1)内で死亡事故(注2)が発生し、事故発見日から90日以内に賃貸住宅(上下左右の隣接戸室を含みます。)が空室となった結果発生した、以下の家賃の損失に対してお支払いします。

空室となった賃貸住宅	対象となる家賃の損失
死亡事故が発生した賃貸住宅(戸室)	・30日以上続いた空室期間(注3)内に発生した家賃の損失 ・新たな入居者への家賃の値引期間(注4)内に発生した家賃の損失
上下左右の隣接戸室(死亡事故により物的損害が発生した戸室に限ります。)	・30日以上続いた空室期間(注3)内に発生した家賃の損失

(注1) 居住者が賃借する戸室(バルコニー等の専用使用部分を含みます。)をいい、共用部分は含みません。一戸建ての場合には、付属建物およびその敷地を含みます。

(注2) 死亡事故とは賃貸住宅内での自殺、犯罪死または賃貸住宅の物的損害を伴う孤独死をいいます。

(注3) 空室期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。

(注4) 値引期間は、賃貸借契約の終了から12か月間を限度とします。なお、入居希望者に対して、死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等にて告知した場合に限ります。

(例) 死亡事故が発生し、新たな入居者の家賃を値引きした。



(例) 上階で死亡事故が発生し、階下の入居者が退居。新たな入居者が見つからず空室になっている。



死亡事故対応費用保険金

死亡事故が発生した賃貸住宅等を賃貸可能な状態に復旧するための修復、改装、清掃、消毒または脱臭等にかかった原状回復費用や、被保険者が支出を余儀なくされた遺品整理費用、葬祭費用等の事故対応費用に対してお支払いします。ただし、事故発見日から180日以内に発生した費用に限ります。

支払限度額

1回の事故につき100万円

(例) 賃貸可能な状態に戻すためにリフォームした。



(例) 特殊清掃および遺品整理を業者へ依頼した。



保険金をお支払いしない主な場合



等

保険金をお支払いしない主な場合



■ 賃貸借契約が締結されていない賃貸住宅内で発生した死亡事故によって発生した損害

■ 死亡事故による物的損害を受けた賃貸住宅もしくはその隣接戸室について、次のいずれかに該当する場合(家賃収入保険金のみ)

- ① 復旧または賃貸住宅もしくはその隣接戸室に代わる他の建物の再取得をしない場合
- ② 復旧または再取得した建物の賃貸を継続しない場合

等

賃貸オーナー向けの特約

補償内容

賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約

賃貸建物を保険の対象とするとご契約にセットできます。

賃貸建物所有者賠償保険金

日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

- ①被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故
- ②仕事^(注)の遂行に起因する偶然な事故

(注) 建物を賃借する業務およびこれに付随する業務をいいます。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき 賃貸建物所有者賠償保険金額	1回の事故ごとに この特約で定める免責金額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

※示談交渉サービスはありません。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

マンション居住者包括賠償特約

マンション等の共同住宅建物を保険の対象とするとご契約にセットできます。

マンション居住者包括賠償保険金

日本国内もしくは国外において発生した次の①から③の事故により、被保険者が他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において発生した次の①もしくは②の事故により、被保険者が電車等^(注)を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

- ①居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②日常生活に起因する偶然な事故
- ③事業用戸室の所有または使用に起因する偶然な漏水、放水等による水ぬれ事故

支払限度額	免責金額
1回の事故につき マンション居住者包括賠償保険金額	1回の事故ごとに この特約で定める免責金額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

(注) 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 仕事^(注)の完成または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 仕事^(注)以外の業務の遂行または日常生活に起因する損害賠償責任

(注) 建物を賃借する業務およびこれに付随する業務をいいます。
等

被保険者

次のいずれかに該当する者です。ただし、被保険者の範囲は、左欄①～③の事故の種類ごとに異なります。

- ①居住用戸室に居住している者
- ②居住用戸室に居住している者の配偶者
- ③居住用戸室に居住している者またはその配偶者の別居の未婚^(注1)の子
- ④居住用戸室の所有者で戸室に居住していない者^(注2)
- ⑤事業用戸室を所有または使用している者^(注2)
- ⑥上記①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者^(注2)および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 法人を含みます。

(注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事する従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

等

その他の特約

補 償 内 容

日常生活賠償特約

すべてのご契約にセットできます。

日常生活賠償保険金

日本国内もしくは国外において発生した次の①もしくは②の事故により、被保険者が他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において発生した次の①もしくは②の事故により、被保険者が電車等^(注)を運行不能にさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします。

- ①記名被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

支払限度額

1回の事故につき3億円

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

(注) 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

弁護士費用特約

すべてのご契約にセットできます。

弁護士費用等保険金

被保険者が保険期間中に被害^(注)にあい、当社の承認を得て相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、弁護士費用等保険金をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき被保険者1名ごとに300万円

法律相談費用保険金

被保険者が保険期間中に被害^(注)にあい、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、法律相談費用保険金をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき被保険者1名ごとに10万円

(注)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

被 保 険 者

次のいずれかに該当する者です。記名被保険者は、保険契約者、保険の対象の所有者(建物、家財)またはこれらの同居^(注1)の親族から1名をお選びください。なお、日常生活賠償特約、弁護士費用特約または受託物賠償特約の記名被保険者は同一になります。

①記名被保険者

②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居^(注1)の親族

④記名被保険者またはその配偶者の別居^(注2)の未婚^(注2)の子

⑤上記①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事する従業員のケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

等

被 保 険 者

次のいずれかに該当する者です。記名被保険者は、保険契約者、保険の対象の所有者(建物、家財)またはこれらの同居^(注1)の親族から1名をお選びください。なお、日常生活賠償特約、弁護士費用特約または受託物賠償特約の記名被保険者は同一になります。

①記名被保険者

②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居^(注1)の親族

④記名被保険者またはその配偶者の別居^(注2)の未婚^(注2)の子

(注1)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって発生した被害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した被害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した被害
- 業務遂行に直接起因する事故、もっぱら業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって発生した被害
- 婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続にかかわる法律相談
- 名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体の障害を伴わない人格権侵害にかかわる法律相談

等

その他の特約

補償内容

受託物賠償特約

すべてのご契約にセットできます。

受託物賠償保険金

日本国内において他人から預かったりレンタルしたものを、日本国内において使用・管理している間に発生した損壊、紛失または盗取について、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき30万円^(注)
(注) ご希望により100万円とすることもできます。

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

示談交渉サービス付

GK すまい

借家賠償・修理費用特約

借用住宅内の家財を保険の対象とするとご契約にセットできます。

借家賠償保険金

被保険者に責任がある不測かつ突発的な事故によって借用する住宅を損壊し、貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき借家賠償保険金額

免責金額

1回の事故ごとにこの特約で定める免責金額^(注)
(注) 免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故には免責金額1万円を適用

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 示談交渉費用 争訟費用

修理費用保険金

不測かつ突発的な事故によって借用する住宅に損害が発生し、建物貸借契約に基づきまたは緊急的に修理した場合(法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。)に、修理費用から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき300万円

免責金額

1回の事故ごとにこの特約で定める免責金額^(注)
(注) 免責金額を0万円とした場合でも、破損、汚損等の事故には免責金額1万円を適用

※補償対象事故を火災、破裂・爆発の事故に限定した借家賠償・修理費用(火災等限定)特約もご選択いただけます。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認ください。

被保険者

次のいずれかに該当する者です。記名被保険者は、保険契約者、保険の対象の所有者(建物、家財)またはこれらの同居^(注1)の親族から1名をお選びください。なお、日常生活賠償特約、弁護士費用特約または受託物賠償特約の記名被保険者は同一になります。

①記名被保険者

②記名被保険者の配偶者

③記名被保険者またはその配偶者の同居^(注1)の親族

④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚^(注2)の子

⑤上記①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。

(注1) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する受託物の損壊、紛失または盗取
通貨、小切手、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、乗車券、証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、貴金属、宝石、美術品、車両、動物・植物等の生物、不動産 等
- 次のいずれかに該当する間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取
①被保険者以外の者に転貸されている間
②受託物が自転車である場合は、保険証券記載の建物が所在する敷地の外にある間
- 次のいずれかに該当する事由による受託物の損壊、紛失または盗取
①取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託物を使用したこと
②自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によって発生した損害
③欠陥および電氣的事故または機械的的事故によって発生した損害 等

被保険者

主契約の被保険者で、借用住宅を借用されている者です。

なお、借用住宅について、転貸借契約がある場合には、転貸人または転借人を被保険者に含みます。また、被保険者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注)を被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する借家賠償保険金をお支払いする事故に限りします。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りします。

保険金をお支払いしない主な場合

借家賠償保険金・修理費用保険金共通

- 地震・噴火またはこれらによる津波により発生した損害
- 借用住宅の欠陥によって発生した損壊または損害
- 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損壊または損害
- 借用住宅のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅ごとに、その借用住宅の機能の喪失または低下を伴わない損壊または損害 等

借家賠償保険金

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 借用住宅の改築、増築、取壊し等の工事によって発生した損害
- 貸主との間の特別の約定により加重された損害賠償責任
- 借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任 等

修理費用保険金

- 保険契約者、被保険者、貸主の故意または重大な過失または法令違反によって発生した損害 等

その他の特約

補償内容

失火見舞費用特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

すべてのご契約にセットできます。ただし、類焼損害・失火見舞費用特約付きのご契約にはセットできません。

失火見舞費用保険金

右欄ア.～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします。

支払限度額

1被災世帯あたり30万円、1回の事故につき損害保険金の30%

失火見舞費用特約

GK すまい(マンション管理組合作用)

すべてのご契約にセットできます。

失火見舞費用保険金

建物の共用部分または建物の共用部分に収容される区分所有者共有の動産から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします。

支払限度額

1被災世帯あたり30万円、1回の事故につき損害保険金の30%

類焼損害・失火見舞費用特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

すべてのご契約にセットできます。ただし、失火見舞費用特約付きのご契約にはセットできません。

失火見舞費用保険金

右欄ア.～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物が損壊した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします。

支払限度額

1被災世帯あたり30万円、1回の事故につき損害保険金の30%

類焼損害保険金

右欄ア.～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の建物や建物に収容される動産(類焼補償対象物)が損壊した場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき1億円

類焼補償対象物に含まれない主なもの

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・1個または1組について30万円を超える貴金属等
- ・商品、原料、材料、見本品、展示品、受託品

等

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認ください。

防犯対策費用特約

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

建物を保険の対象に含むご契約に自動セットされます。

防犯対策費用保険金

下表にある費用をお支払いします。

保険金をお支払いする条件	お支払いする防犯対策費用保険金の額	支払限度額
保険の対象である建物において、保険期間中に不法侵入を伴う犯罪行為(警察署に届け出たものに限ります。)が発生し、発生した日からその日を含めて180日以内に被保険者が再発防止のために建物の改造や装置等の設置費用を負担した場合	建物の改造または装置等の設置に要した実費	1回の事故につき20万円
日本国内で被保険者が所有または管理するドアのカギ(注)が盗難にあい、ドアの錠の交換費用を負担した場合	ドアの錠の交換に要した実費	1回の事故につき10万円

(注) カギとは、保険証券記載の建物のドアのうち建物または戸室の出入りに通常使用するドアのカギをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

失火見舞費用保険金



故意または重大な過失等



使用者・管理者・親族の故意



地震・噴火・津波



核燃料物質等

■第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合

■煙損害または臭気付着の損害

等

類焼損害保険金

■保険契約者、被保険者の故意による損害または類焼先の者もしくは保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失等による損害

■第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分から発生した火災、破裂または爆発による場合

■煙損害または臭気付着の損害

等

左欄補償内容欄で使用するア.～エ.は以下のとおりです。

ア. 主契約建物

イ. 主契約建物に収容される家財

ウ. 主契約家財

エ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物

保険金をお支払いしない主な場合

■保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失等によって発生した費用

■地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した費用

■核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した費用

等

その他の特約

補償内容

事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約

- ・すべてのご契約にセットされますが、セットしないこともできます。
- ・事故時諸費用(火災等限定)特約付きのご契約にはセットできません。

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

GK すまい(マンション管理組合用)

事故時諸費用保険金

「**1**火災、落雷、破裂・爆発」、**2**風災、雹災、雪災、「**4**盗難(注1)」、「**5**水災」の事故ならびに特定機械設備水災補償特約で損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金に保険証券記載の割合を乗じた額をお支払いします。ただし、建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)の事故で損害保険金を支払う場合を除きます。

支払限度額

1回の事故につき1敷地内ごとに保険証券記載の額

事故時諸費用(火災等限定)特約

- ・事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約付きのご契約にはセットできません。

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

GK すまい(マンション管理組合用)

事故時諸費用保険金

「**1**火災、落雷、破裂・爆発」の事故により損害保険金が支払われるべき場合に限り、損害保険金に保険証券記載の割合を乗じた額をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき1敷地内ごとに保険証券記載の額

＜例＞フルサポートプランの場合のお支払対象事故

○…補償されます ×…補償されません

お支払対象事故(注2)	1 火災、落雷、 破裂・爆発	2 風災、雹災、 雪災	3 水ぬれ	4 盗難	5 水災	6 破損、 汚損等
事故時諸費用 (火災・風水災等限定) 特約	○	○	×	○ ^(注1)	○	×
事故時諸費用 (火災等限定) 特約	○	×	×	×	×	×

(注1) 損害保険金(家財)における「通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等」および「預貯金証書」の盗難を除きます。

(注2) 損害保険金が支払われるべき場合に限りです。また、電氣的・機械的事故は支払対象外となります。

特別費用保険金特約

- ・建物を保険の対象を含むご契約に**自動セット**されます。

GK すまい

GK すまい(ローン団体採用)

特別費用保険金

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となり、保険契約が終了する場合に、損害保険金の10%をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき1敷地内ごとに200万円

マンション管理組合向けの特約

補償内容

修理付帯費用(マンション管理組合)特約

すべてのご契約にセットできます。

GK すまい(マンション管理組合用)

修理付帯費用保険金

損害保険金をお支払いする事故によって、保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧にあたり次の①から⑧のいずれかに該当する費用が発生した場合に、その費用のうち当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

- ①原因調査費用
- ②損害範囲調査費用
- ③点検調整費用
- ④仮修理費用
- ⑤代替物賃借費用
- ⑥仮設物設置費用
- ⑦割増賃金
- ⑧保険の対象以外の原状復旧費用

支払限度額は以下の2パターンの中からご選択いただけます。

パターン	支払限度額
ア	1回の事故につき1敷地内ごとに 建物保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額
イ(注)	1回の事故につき1敷地内ごとに 建物保険金額の30%または5,000万円のいずれか低い額

(注)パターン「イ」は、水ぬれ原因調査費用特約(支払限度額1,000万円)をセットした場合にご選択いただけます。

水ぬれ原因調査費用特約

GK すまい(マンション管理組合用)

エコノミープラン以外のご契約にセットできます。

水ぬれ原因調査費用保険金

建物(注1)において、漏水、放水等による水ぬれ事故が発生した場合に、その水ぬれ原因調査費用の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額	免責金額
1回の事故につき50万円、100万円、 1,000万円(注2)のいずれか	1回の事故につき 契約時に定める免責金額

(注1)建物の付属物または付属設備を含みます。

(注2)1,000万円の支払限度額は、修理付帯費用(マンション管理組合)特約(支払限度額パターン「イ」)をセットした場合にご選択いただけます。

マンション共用部分賠償(示談代行なし)特約

すべてのご契約にセットできます。

GK すまい(マンション管理組合用)

マンション共用部分賠償保険金

日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

- ①建物の共用部分に起因する偶然な事故
- ②建物の共用部分を管理する業務およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故

支払限度額	免責金額
1回の事故につき マンション共用部分賠償保険金額	1回の事故ごとに この特約で定める免責金額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

※示談交渉サービスはありません。

保険金をお支払いしない主な場合



※建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)をセットしている場合は、建物電氣的・機械的事故特約(専用・併用住宅用)で「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害についても保険金をお支払いしません。
※費用のうち、水ぬれ原因調査費用特約でお支払いする費用については、この特約では保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合



被保険者

次のいずれかに該当する者です。

- ・建物の区分所有者
- ・建物の区分所有者で構成する管理組合法人

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した損害
- 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 航空機、船舶、車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 仕事の完成または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任

等

マンション管理組合向けの特約

補償内容

マンション居住者包括賠償(敷地内限定補償)特約

マンション居住者包括賠償特約付きのご契約にはセットできません。

示談交渉サービス付

GK すまい(マンション管理組合用)

マンション居住者包括賠償保険金

マンションのすべての居住者等を対象に、マンション敷地内^(注1)での行為に起因して発生した次の①から③までに掲げる事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊^(注2)について法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

- ①居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②日常生活に起因する偶然な事故
- ③事業用戸室の所有または使用に起因する偶然な漏水、放水等による水ぬれ事故

支払限度額	免責金額
1回の事故につき マンション居住者包括賠償保険金額	1回の事故につき この特約で定める免責金額

また、実際に負担した次の費用(実費)をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

(注1) 特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

(注2) 他人の身体の障害または他人の財物の損壊は、マンション敷地内において発生したものに限りします。

被保険者

次のいずれかに該当する者です。ただし、被保険者の範囲は、左欄①～③の事故の種類ごとに異なります。

- ①居住用戸室に居住している者
- ②居住用戸室に居住している者の配偶者
- ③居住用戸室に居住している者またはその配偶者の別居の未婚^(注1)の子
- ④居住用戸室の所有者で戸室に居住していない者^(注2)
- ⑤事業用戸室を所有または使用している者^(注2)
- ⑥上記①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者^(注2)および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。

(注1) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 法人を含みます。

(注3) 責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害
- 業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任、被保険者の業務に従事中の従業員がケガをしたことに起因する損害賠償責任
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任
- 他人から借りたり、預かったりした物に対する損害賠償責任
- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任

等

マンション管理組合向けの特約

補償内容

マンション管理組合役員賠償特約 GKすまい(マンション管理組合用)

マンション共用部分賠償(示談代行なし)特約付きのご契約にセットできます。

マンション管理組合役員賠償保険金

管理組合の役員が、管理規約等に規定する業務に係る行為に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合(注1)に、損害賠償額および判決による遅延損害金の額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。

支払限度額

1回の事故につき初期解決費用保険金と合算して500万円

(注1) 損害賠償請求が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りです。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用

権利保全行使費用

示談交渉費用

争訟費用

※示談交渉サービスはありません。

初期解決費用保険金

次の①または②の費用をお支払いします。

①管理組合の役員が、損害賠償請求されるおそれのある状況の解決のために本訴提起前に支出を余儀なくされる初期解決費用

②管理組合が、紛争(注2)を解決するために支出した紛争解決費用

	支払限度額	免責金額
①初期解決費用	1回の事故につき10万円	—
②紛争解決費用	一連の紛争につき10万円	3万円

(注2) 建物の区分所有者(賃借人を含みます。)またはその居住者が管理規約等に違反したことに起因して、管理組合との間で発生した紛争をいいます。

情報漏えい対応費用保険金

管理組合の役員が、管理規約等に規定する業務に係る行為に起因して発生した情報漏えい事故(注3)により、謝罪のために被害者に支出するお詫び状作成費用等をお支払いします。

支払限度額

1被害者につき500円かつ1回の事故につき100万円

(注3) ネットワーク上で発生した事象または紙・磁気ディスク等の盗難・紛失による個人情報または法人情報の漏えいをいいます。

被保険者

保険金の種類ごとに、次のとおりです。

マンション管理組合役員賠償保険金

役員(注)および役員であった者

初期解決費用保険金

左欄①:役員(注)および役員であった者

左欄②:管理組合

情報漏えい対応費用保険金

役員(注)および役員であった者ならびに管理組合

(注) 管理組合の管理者および管理者を補助する者で、管理組合の役員のうち、すべての理事長、副理事長、理事、および監事をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等によって発生した損害
- 身体の障害(疾病または死亡を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に起因する損害賠償請求
- 特許権、著作権または商標権等の知的財産権その他の権利侵害に起因する損害賠償請求
- 業務の保証に起因する損害賠償請求
- 投資の結果に起因する損害賠償請求
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- 次の紛争の解決に関して支出した紛争解決費用に対しては、初期解決費用保険金を支払いません。
 - ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失
 - ・身体の障害に関する紛争
 - ・建物の共用部分以外の財物に関する紛争
 - ・名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の身体の障害を伴わない人格権侵害に関する紛争

等

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 [こちらから](https://www.ms-ins.com/contact/cc/)

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

アクセスできます▶

〈お客さまデスク〉 0120-632-277(無料)



● ご相談・お申込先